

#### 埼玉県報

第 2756 号 平成 27 年(2015 年) 12 月 11 日 金曜日

#### 目 次

#### 告示

- システム運営等業務委託に関する入札公告(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(西部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(利根地域振興センター)
- 管理理容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- ② 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 春日部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(市街地整備課)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(熊谷建築安全センター)
- 県立病院の灯油(平成 27 年度 12・1 月分)の購入に関する落札者等の公示(経営管理課)
- 技能検定員等資格審査実施に伴う告示(運転免許課)
- 平成27年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等(選挙管理委員会)
- 石くら設置場所における水産動植物の採捕禁止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)

# 埼玉県告示第千三百七十六号

平成二十七年十二月十一日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量システム運営等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高 砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成 27 年 10 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社KSKさいたま技術センター 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目 92番地3
- 5 落札金額 72,900,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成27年9月11日

## 埼玉県告示第千三百七十七号

出さ 定款 る。 特定非営利活動促進法 の変更の認証を受けようとする特定非営 れたので、 同条第五項におい (平成十年法律第七号) て準用する同法第十条第二項 利活動法人 第二十五条第四 から次  $\hat{O}$  $\mathcal{O}$ とお 項 規定によ  $\mathcal{O}$ 規定に り申 ŋ 請 公告す 書が提 ょ り、

にイ aitamaken-npo.net/)) 活 部 な お、 ンタ 共助社会づ 当 ネッ 該 申 トを利 請 、り課及 に係る変更後 用する方法 により縦覧に供する。 び埼玉県東部  $\mathcal{O}$ 定款 (埼玉県N 地域振 を、 申 興 請 Р セ 書 〇情報ス を受理 ン タ テ 12 し お た V シ 日 て 彐 カュ 備 5 二月 え置 (http://www.s く方 間、 法 県 並 民 び 生

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十七日

一 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくらんぼ

三 代表者の氏名

檜森 淑子

四 主たる事務所の所在地

埼 玉 - 県草 加 市氷川 一町二千百-+ 六 番 地二十 フ 口 ル ピ ル В

五 定款に記載された目的

拠点と 11 て子育て家庭支援 この L 法 人は、 て子どもが 人と人と 健 事業を展 やか  $\mathcal{O}$ に育 0 開 な が つことが り 地域 Þ 暖 できるまち  $\mathcal{O}$ カン 子育 さ を大 T 情報 切 づ íz  $\mathcal{O}$ 発 りをめざし 信と子育 相 互 扶 助 て活動するこ 7  $\mathcal{O}$ 家庭 精神 支援の に づ

とを目的とする。

## 埼玉県告示第千三百七十八号

出さ る。 定 款 特定非営利活動促進法 れ の変更の認証を受けようとする特定非営 たの で、 同条第五項におい (平成十年法律第七号) て準用す る 同法 利活動法人 第二十五条第四 第十条第二項 から次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 項 と お  $\mathcal{O}$ 規定に り申 に ょ り 請 公告す 書が提 ょ り、

法並 県民生活部共助社会づ 及 /www.saitamaken-npo.net/)) び翌事 な びにイ お、 業年度 当 ンタ 該 申  $\mathcal{O}$ 請 ーネット 事業計 に 係る < 変更後 を利用す り課及び 画書及び に  $\mathcal{O}$ より縦覧に供する。 んる方法 定款並 埼玉県東部地域振 活動予算書 び (埼玉県 N に当該 を、 申 定 興 請書 款 Ρ 〇情報 セ  $\mathcal{O}$ を受理 ンタ 変 更  $\mathcal{O}$ ス テ に L 日 お た  $\mathcal{O}$ シ 11 日 属  $\exists$ て備え置 カコ す ら二月 る事 (http:/ 業年 く方 間、

平成二十七年十二月十 日

埼玉 県 知 事 上 田 清 司

請  $\mathcal{O}$ あ 0 た年月 日

-成二十七 年十 一月三十 日

特定非 営 1利活動 法 人 0 名称

特定 非 営 利 活 動 法 人 視覚障 が 11 者支援協 会 S か り  $\mathcal{O}$ 

三 代表 (者の氏 名

和子

兀 主た る 事 務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

埼玉 県 **八越谷市** 弥 生 町 丁 目 九 番 地 山 﨑 ビ ルニ

F

五. 定款 に 記 載された目的

会貢献  $\mathcal{O}$ この す 法 る が た は、広く一般市民 い者を支援 8 に 相 談 事業、 広く社会に貢献 生活 を対 訓練 象 と 事 L 業、 て 視覚障が し公共の福祉に寄与す 啓発事 業などを行 V 者が自立 V L る ` て社会参 ことを目的と \_ 人で ŧ 加 社

する。

## 埼玉県告示第千三百七十九号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活 動促進法 (平成十年法律第七号) いら次 のとおり 第十条第一 申請書が 項 提  $\mathcal{O}$ 出され 規定に より、 たの で、 特定 同

民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センタ び 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 び 当該申請に係る定款、 ン タ ネ ツ  $\vdash$ を 利 用 役員名簿、 す る 方法 設 立 へ 埼 申請書を受理 趣旨書並 玉 県 Ν び Ρ に に Ο した 設 情 お 立 日 当 報 11 て備え置く方法 から二月間、 初 ス  $\mathcal{O}$ テ 事業年度 シ 彐 県 及

(http://www.saitamaken-npo.net/)  $\overline{\phantom{a}}$ により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十 日日

玉 知 上 田 司

申請  $\mathcal{O}$ あ 0 た年月 日

平成二十七年十二月三日

特定非

営利

活動

法

人

の名称

Р О 法 人 地域教育ネ ット ワ ク

 $\equiv$ 代表者の氏

直美

兀 主た にる事務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地

埼玉 一県狭山 市広 瀬台一丁目二十 八 番 +应 号

五. 定款に 記 載された目的

を目的 ネ ット この Rとする。 - 社会に 法 人は、 お ける子 狭 山市 内外に 育 てや家庭教育 お 11 て、  $\mathcal{O}$ 子育て支援事業や講座を通 向 上と子供達の 健全育成に寄与すること して、 1 タ

## 埼玉県告示第千三百八十号

条第二項の 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 規定により公告する。 (平成十年法律第七号) から次 のと おり申 第十条第一 請 書が 項 提  $\mathcal{O}$ 規定に 出さ れ たの ょ り、 で、 特定 同

並 民 U びにインターネッ 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 卜 くり課及び を利用する方法 埼玉県利根 役員名簿、 (埼玉県N 地域振興セ 設立趣旨書並 申請書を受理 Р О 情 ン 報 タ CK ステ に した に 設 お 1 日 当 シ 1 て 備 彐 から二月間 初  $\mathcal{O}$ え 置 事業年度 (http://w 方法 県 及

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人風杜舎

三 代表者の氏名

小見 通哉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市下大崎一四四六番地

五 定款に記載された目的

て、 生活を総合的 ことを目的とする。 この ŧ 法 人は、 が安心して暮らせる事業所を目指 に支援するため 障害者や支援を必  $\mathcal{O}$ 法 律に基づき、 要とする人に 障害福 地域社 対 会の形成 祉 障害者の サ ピ に寄与することを ス 日 事 常生活及 業などを通し び社会

# 埼玉県告示第千三百八十一号

理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、

管

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

一講習日程及び講習会場

イ 平成二十八年五月二十三日 カゝ ら五月三十 -一 日 ま で の間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

口 平成二十八年十一月十四 日 か ら十一月二十一日まで の間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

# 埼玉県告示第千三百八十二号

美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定により、

管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十八年五月二十三日 から五月三十 - 一 日 ま で の間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

口 平成二十八年十一月十四 日 か ら十一月二十一日まで の間のう ち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

## 埼玉県告示第千三百八十三号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次のとおり縦覧 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 お 11 て準 九 12 はまる。 用する同 +\_ 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ り

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

武蔵藤沢トーセイビル

埼 玉 一県狭 山 市 大字水野 字本 堀千三百十二番 地 千三百七 番地 匹、 千三百

十二番地三

埼玉県入間市東藤沢二丁目四番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) 武蔵藤沢商業施設

(変更後) 武蔵藤沢トーセイビル

ハ 変更年月日

平成二十七年九月三十日

二 届出年月日

平成二十七年十二月二日

### 二 縦覧期間

平成二十· 七 年十二月 + \_\_ 日 か 5 平成二十 -八年四 月 + 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

模小 売店舗立 地法第 八 条第二項の 規定 12 り、 当該 大規模小 売店舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生活環境の 保持  $\mathcal{O}$ た め 配慮すべ き事項に 0 V て意見を有する者は 県

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

成二十 七 年 十二月十 日 カュ 5 平 -成二十 八 年 兀 月 +日 ま で

## 口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第千三百八十四号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画機関

吉川市

 $\equiv$ 作業種類

公共測量 (デジタル撮影)

 $\equiv$ 作業地域

吉川市全域

作業期間

兀

平成二十七年十一月四日から平成二十八年三月二十二日まで

# 埼玉県告示第千三百八十五号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画 ·機 関

松伏町

 $\equiv$ 作業種類

公共測量 (二級基準点測量)

 $\equiv$ 作業地域

松伏町東部

作業期間

兀

平成二十七年十月三十日から平成二十八年三月二十五日まで

# 埼玉県告示第千三百八十六号

おいて縦覧に供する。 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたの 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第千三百八十七号

市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二上尾市から上尾都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都 縦覧に供する。 十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第千三百八十八号

用する同法第二十条第二項の規定により、 受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準春日部市から春日部都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を 地整備課において縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十号

行為に関する工事が完了したので、公告する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の 規定により、 次  $\mathcal{O}$ 

平成二十七年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年十一月二十五日

指令川建セ第二五〇一二四一号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月四日

川建セ第二七〇〇七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

二の一部、 埼玉県比企 十六番六の一部、 八百九十六番二、八百九十六番三、 八百六十九番三、八百七十番一、八百九十五 郡川島町 八百六十八番三、 八百九十七番一、 大字下 八ツ林字檍町 八百六十 八百九十六番四、 八百九十八番一 八番四、八百六十九番 八百六十六番六の一部、 番二の一部、 八百九十六番五、八百九 百九十六番一、 八百六十九番 八百六十八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字平沼千百七十五番地

川島町 川島町長 飯島 和夫

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

一許可番号

平成二十七年四月十五日

指令川建セ第二六〇一三〇〇号

一検査済証番号

平成二十七年十二月四日

川建セ第二七〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十三番一

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兀

埼玉県秩父郡東秩父村大字大内沢千四百四十四番地

落合 次夫

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号 告 示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

第二号	指定番号
第 第 建 一項 類 十 二 条 四 条 法	道路の種類
二月一日 平成二十七年十	指定の年月日
深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内 十四街区一画地地先から十四街区十一画地地先 地先まで 十四街区一画地地先から十七街区二画地 一四地区一画地地先から十七街区一画地地先まで で	指定に係る道路の位置
+::00	(単位メートル) 道路の延長
二 · 九 ○	(単位メートル) 指定に係る

# 埼玉県病院事業告示第七十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量灯油 JIS 1号 197,900リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当 埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- (2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日平成 27 年 11 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所株式会社齋徳商店埼玉県羽生市中央四丁目2番22号
- 5 落札金額 52.11円(1リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成 27 年 10 月 30 日

#### 埼玉県公安委員会告示252号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成27年12月11日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

#### 1 審査の種類

#### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

#### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- 2 審査期日等
- (1) 期日
  - ア 論文審査

平成28年1月12日(火)

イ 技能審査

平成28年1月16日(土)、1月26日(火)、1月27日(水)、1月28日(木)及び 1月29日(金)

ウ 面接審査

平成28年2月3日(水)、2月4日(木)及び2月5日(金)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

- 3 申請手続
- (1) 申請期間

平成27年12月11日(金)から12月25日(金)までの間 (日曜日及び土曜日並びに12月23日(水)を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式 第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することが できる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審查手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)

### 埼 玉 県選管告示第七十六号

条第 和三十一年法 十 万を超える数に六分の の五十分の 兀 平成二十七年十二月二日現在 を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、 一項及び第八十六条第一項並びに地方教 条第一項、 て得た数及 <u>ー</u>の 律第百六十二号)第八条第一項 び三分 第七十五条第一項、 数、  $\mathcal{O}$ 八十万を超える数に \_ \_ を乗じて得た数と四十万に三分の  $\mathcal{O}$ 数は、 0 地 方自 次 第七十六条第 のとおりである。 治 八分の 法 4育行政の2 の規定における選挙権を有する者 (昭 一項、 和二十二年法律第六十七号) 一を乗じ 組織及 第八十条第一項、 一を乗じて得た数とを合 て得た数と四十万に六分 び運営に関する法律(昭 第八十一 兀 の総 +

平成二十七年十二月 +一日

埼 玉 県選 挙管 理 委員会委員長 滝 次

 $\mathcal{O}$ 総数 地方 自  $\mathcal{O}$ 五十分 治 法 第  $\mathcal{O}$ 七 +<del>\_</del> ·四条第  $\mathcal{O}$ 数 \_ 項及び第七 十五条第 項に おけ る選挙 権を有 す る 者

地方教育 の総数 て得た 地 方 自 数と四十万に三分の  $\mathcal{O}$ 治 行 政 法 八十万を超える数に 0 第 組 七 織及 + 六 条第一項、 び運営に 一を乗じて得た数とを合算して得た数 八分 関 はする法 第八十 0 \_ を乗じ 律第八条第一項に 一条第 て得た 一項及 び第 数と四十万に六分の一を お 八 ける選挙権を有 +- 六条 第 八 項 並 六 六 す び 兀 に 乗 人

者

分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 総 数 方 一を乗じ が 自 兀 治 法 十万を超え 第 て得た数と 八 + 条 八十 第 兀 \_ 万 項 以 E 万 に 下 お 三分の  $\mathcal{O}$ け 場合に る 選挙 を乗じ あ 権を有する者 0 7 は、 て得た数とを合算し そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 総数 四十 の三分の 万を超える数に六 兀 て得た数) 六 四 0) 数(そ 七

選挙 区

南 南 南 南 南 南 第六 第二区 第五 第四 第三 第 区 区 区 区 区 さ 草 さ さ 11 口 加 い 11 たま市 たま たま たま 市 市 市 市 市 見沼区 大宮 北 西 X. X. 区 三一、 四三、 三八、 =四四、 六五、 六一七· 二九三人 三〇六 七二一人 三〇四人 九 〇七 人 人

南 第 第 九 七 X さ VI い たま たま たま 市 市 市 中央区 浦 桜 和 区 区 四一、 五、 二六、 六 一 五 六九三人 五. 四六 人

南

第

さ

たま市

南

区

 $\bigcirc$ 

東第四 東第 北第五 北第四 北第三 北第二 北第 西第十 西第十 西第九 西第七 西第五 西第四 南第十 南第十 南第十 南第十 西第 西第 西第十三区 西第十二区 南 西第六区 西第三区 西第二区 南第二十二区 南第二十一区 南第二十区 第十 第十 第十三区 第 区 八 区 区 区 . 匹 区 区 区 区 区 区 区 九区 八区 七 六 五. 区 区 区 X 区 区 区 区 区 区 横瀬 秩父市 坂戸市 毛呂山 熊谷市 深谷市 本庄市 日高市 川越市 入間市 所 富士見市 須市 生市 田市 滑 川 東松 鶴ケ島 山市 能市 沢市 戸田市 蕨市 喜 じみ野市 新座市 志木市 鴻巣市 尾市 和光市 朝霞市 市 本市 川市 町 山市 町 町 たま市岩槻区 にま市緑区 美 里 市 皆 • 伊奈 Ш 野 嵐 越生 三芳 町 町 町 Ш Ш 町 島 町 町 上里町 長瀞町 寄居町 町 町 • 小 • 吉見 Ш 町 町 小 町 • ときが 鹿 野 町 わ 東秩父村 町 二九、  $\equiv$  $\overline{\dot{}}$ 五四、 三三、 三六、 二七、 九四、 四〇、 四二、 四〇、 九三、 五、 三四、 一九、 一七、 五、 五 五 五 三 六 二 九 九 九 人 人 人 人 三 七 九 二 〇二 三 九 九 五 二 八 五 二 三 四 八 人 人 人 人 人 三五五 五四 四 五 一 七 八 人 人 人 九 八 八 ○ 六 四 三 二 八 七 一 三 三 六 八 七 七 二 人 人 人 人 三九三人 二八二人 四四六人 六七 〇八三人 九 四 九 二九 五〇七人 一 〇 人 七二人 八 人 人

東第二区 连田市 東第一区 春日部市 東第十区 超谷市 東第十区 三郷市 東第十区 三郷市

二二三二九六二六七七二八五三

 六 四 一 八 三 四 五 四

 一 六 一 三 八 三 八 一

 四 五 九 九 六 三 八 八

 人 人 人 人 人 人

# 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一 項及び第百三十条第

兀 項の規定により、 水産動植物の 保護を図るため、 次 の とおり 指示する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

指示内容

次に掲げ る地点の 石 < 5 (石を積 4 あ げ て 空間を確 保 した構造物) 設置 場所に

おいては、水産動物を採捕してはならない。

水産多面 的機能発揮対策事業に ょ り石 「くら を設 置 た活 .動組織 が モ =

タリングのため採捕する場合は、この限りでない。

(埼玉県比企 郡 小 川町 槻 Ш 水管橋 カュ 上流百 兀 メ 1 ル  $\mathcal{O}$ 地 点

ĴΠ (埼玉県日 高 市獅子岩橋上流端か 6 上流百 匝 十メ ル  $\mathcal{O}$ 地点)

入 間 川 (埼玉県入間市新豊水橋上流端 か ら上流四百三十 メ 1 ル  $\mathcal{O}$ 地点)

一指示期間

平成二十七年十二月十 日 カュ ら平成二十八年三月三十一 日まで